

1. 件名：関西電力(株)高浜発電所第4号機の蒸気発生器伝熱管の施栓工事に係る使用前検査に関する面談

2. 日時：令和元年12月20日 13時00分～13時20分

3. 場所：原子力規制庁2階打合せスペース

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

中田上席原子力専門検査官、嶋崎管理官補佐、河田検査技術専門職

関西電力(株)東京支社 技術グループ チーフマネージャー 他2名

5. 要旨

○関西電力(株)から、高浜発電所第4号機の蒸気発生器伝熱管の施栓工事に係る使用前検査の手続きの進め方について相談したい旨の申し出があったことから面談を行った。

○関西電力(株)から以下の説明があった。

- ・12月19日の高浜発電所第4号機の蒸気発生器伝熱管の損傷に係る法令報告に関する公開会合において、その原因と対策を説明し、原子力規制庁の評価案も示されたところ。
- ・最も早いスケジュールを想定すると、12月25日の原子力規制委員会で当該評価案が了承されることとなれば、本件に対応した工事の計画の届出に係る工事開始制限期間の延長が解除されることを前提に、直ちに施栓工事を開始したい。
- ・その場合には、短期間のうちに使用前検査申請を行い、年内に使用前検査を受けたいと考えている。

○これに対して、原子力規制庁からは以下のとおり伝えた。

- ・12月13日付けの工事開始制限期間の延長に係る延長期間が短縮され、工事開始時期が明確になれば、使用前検査申請書に記載する「検査を受けようとする期日」が確定するため、使用前検査申請の受理は可能と考える。
- ・最も早いと考えられるスケジュールを想定した上での関西電力(株)の意向は伺ったので、使用前検査申請書を受理した後、速やかに検査に着手できるよう、原子力規制庁として、過去の検査実績を踏まえ要領書の作成準備や検査官のスケジュール調整を進める。

・ただし12月28日から1月5日は年末年始を含む閉庁日であり、原則として検査は行わない方針。

○関西電力(株)からは了解した旨及び引き続き情報共有を密にして対応したい旨の回答があった。

6. その他

配付資料：なし

以 上